

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月19日

小田原市長 加藤憲一

小田原市条例第36号

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

小田原市ひとり親家庭等医療費助成条例（平成29年小田原市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第3項の規定は、平成30年分以後の所得による医療費の助成の制限について適用し、平成29年分以前の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。